

令和5年2月7日
子ども・若者部
児童相談支援課

世田谷区立産後ケアセンター条例の一部を改正する条例

1 主 旨

令和4年9月5日の常任委員会で報告したとおり、区で実施する産後ケア事業について、さらなる支援の充実を図るため、新たに、産後1年未満の母子を対象とした居宅訪問型(以下、アウトリーチ型という)産後ケア事業を区立産後ケアセンターの施設(助産所及び産後ケアセンター)以外の場所で行う。そのために、条例の一部を改正する。

2 主な改正内容

助産所又は産後ケアセンター以外の場所で行う産後ケア事業の内容についての規定の整備を行う。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行日

令和5年4月1日

5 今後のスケジュール(予定)

令和5年 2月	令和5年第1回定例会(条例改正案提案)
4月1日	改正条例施行
7月中	適格性審査(アウトリーチ型)
10月1日	アウトリーチ型実施

世田谷区立産後ケアセンター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区立産後ケアセンター条例 平成29年10月3日条例第45号 <u>(助産所及び産後ケアセンター以外の場所で行う産後ケア事業)</u> <u>第20条 助産所及び産後ケアセンター以外の場所で行う産後ケア事業</u> <u>の内容その他必要な事項は、区長が別に定める。</u> (委任) <u>第21条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 <u>附 則</u> <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>○世田谷区立産後ケアセンター条例 平成29年10月3日条例第45号 <u>(新設)</u> (委任) <u>第20条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>